

江東区避難所運営サポーター要領

(趣旨)

第1条 この要領は、防災に関する知識を有する者（特に若い世代を対象）を江東区避難所運営サポーター（以下「サポーター」という。）として認定し、区が開設する避難所の円滑な運営の補助及び地域防災力の維持・向上を図るとともに、その運営について必要な事項を定めることを目的としている。

(申込要件)

第2条 サポーターに申込できる者は次の要件を満たしたものとする。
江東区内在住の18歳（高校生を含む。）から39歳まででサポーター認定後1年以上活動できる者。

(申込方法)

第3条 サポーターの申込を希望する者は、電子申請又は江東区避難所運営サポーター申込書（別記第1号様式）を区長に提出しなければならない。

(認定)

第4条 サポーターの認定を受けることができる者は、区が主催する防災訓練、講習会等へ参加し、特定非営利活動法人日本防災士機構が認定した防災士の資格を取得しているものとする。

2 前項の者が認定を希望する場合には、区長はその内容を審査し、区内のいずれか1か所の避難所におけるサポーターとして認定する。

(認定期間)

第5条 サポーターの認定期間は認定された日から、45歳となる年度の末日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、認定者が認定の取消を希望する場合には、速やかに江東区避難所運営サポーター認定取消申請書（別記第2号様式）を区長へ提出しなければならない。

(認定証の交付)

第6条 区長は4条の規定により認定したサポーターに対し、江東区避難所運営サポーター認定証（別記第3号様式。以下「認定証」という。）を交付する。

(認定の再交付)

第7条 区長は、認定証を破損、汚損又は紛失した者から、江東区避難所運営サポーター認定証再交付申請書（別記第4号様式）の提出があった場合は、認定証を再交付するものとする。

(認定内容の変更)

第8条 サポーターの認定を受けた者は、サポーターに認定された内容に変更が生じた場合は、速やかに区へ報告しなければならない。

(個人情報の外部提供)

第9条 区長は、学校・災害協力隊等の避難所運営者及び本事業の協力協定先である豊洲スマートシティ推進協議会からサポーターの認定を受けた者の情報提供の依頼があったときは、その活動の目的の範囲内において情報提供するものとする。

(研修)

第10条 江東区避難所運営サポーター研修は、次の内容を含む。

- (1) 防災士資格の取得
- (2) 区内における防災訓練、講習会等への参加
- (3) その他区が必要と定めたもの

(サポーターの活動)

第11条 サポーターは、区の要請に応じて次の活動を行う。

「平常時」

- (1) 原則毎年1回、江東区が主催する防災訓練・講習会等への参加
- (2) その他区が必要と定めたもの

「災害時」

- (1) 避難所等における運営補助
 - (2) その他避難所の円滑な運営に必要なもの
- 2 区は、サポーターの活動が必要と判断した場合は、江東区防災アプリ、メール、電話等により参加を要請する。
- 3 活動参加は、専らサポーターの自己判断によるもので、要請を断ることもできる。

(サポーターの責務)

第12条 サポーターは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) サポーターは区長が指定した避難所等に参集した場合、氏名、到着時間等を遅滞なく区災害対策本部に連絡しなければならない。
- (2) 活動中は、避難所運営責任者の指示に従うこと。
- (3) 活動中に知り得た個人情報は、活動後も含め他に漏らしてはならない。

(認定の取消)

第13条 区長は、サポーターの認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、サポーターの認定を取り消すことができる。

- (1) 認定の取消の申出があったとき。

- (2) 死亡が確認されたとき。
- (3) 区外へ転居又は住所が明らかでないとき。
- (4) サポーターとしてふさわしくない行為があったとき。
- (5) その他区長がサポーターとして不適當であると認めるとき。

(報酬等)

第14条 サポーターは、活動に対して区からの報酬・旅費・交通費を受けない。
サポーターの避難所運営補助活動における必要な経費は、区が負担する。

(被服等の貸与)

- 第15条 区長は、サポーターの活動に必要な被服等を貸与するものとする。
- 2 前項の被服等を受領したサポーターは、江東区避難所運営サポーター被服等貸与受領書（別記第5号様式）を区長に提出しなければならない。
 - 3 被服等を受領したサポーターは、活動時にこれを身に着けるものとする。
 - 4 被服等の破損、紛失等があった場合は、速やかに区へ報告しなければならない。
 - 5 サポーター認定期間満了時は、被服等を速やかに区へ返却しなければならない。

(ボランティア保険の加入)

- 第16条 区長は、サポーターの認定を受けた者の活動中の事故等に備えるため、ボランティア保険に加入するものとする。
- 2 前項に定める保険料は、区が負担する。

(事務局)

第17条 サポーターの事務は、江東区総務部危機管理室防災計画課において処理する。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、サポーターに関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和8年4月1日から施行する。